

高知経協

Topics

▶ トップインタビュー

株式会社カマハラ鋳鋼所 代表取締役 釜原 邦光氏

VOL.

483

2020.11

高知県経営者協会
機関誌



- 01 おじゃまします! トップインタビュー vol.155
株式会社カマハラ鋳鋼所 代表取締役 釜原 邦光 氏
- 03 コラム点描
「土佐の山間に行ってみた」
四国電力株式会社 高知支店 執行役員高知支店長 三谷 康久 氏
- 04 青年経営者部会
9月例会
『人口2/3激減時代の到来と「新」成長戦略』～都市を測る、都市を活かす(高知県)～
野村證券(株)金融公共公益法人部 主任研究員 和田 理都子 氏
10月例会 企業視察 株式会社 高知丸高
- 06 労務管理者協議会
9月例会/高知県生涯現役促進地域連携協議会主催セミナーに参加
第30回労管会員等親睦ゴルフコンペを開催
- 07 一体的実施事業
- 08 高知県「生涯現役促進地域連携事業」
- 09 最近の労働判例から
- 11 労働主要指標
- 12 経協だより・産訓だより
- 13 産訓セミナーのご案内

～おめでとうございます～

秋の叙勲 旭日双光章 鬼頭 慎一 氏
株式会社双葉造園 代表取締役 専門工事業振興功労 (日本造園建設業協会 副会長)

高知県功労者表彰 久松 朋水 氏
株式会社太陽 代表取締役社長 商工業部門 (高知県中小企業団体中央会 副会長)

新 入 会 員 紹 介

introduce to new Member

～ご入会ありがとうございます～

●株式会社フタガミ 代表取締役社長 松岡 正憲 氏

〒783-0055 南国市双葉台1 TEL 088-856-6803 / FAX 088-856-9003

■ホームセンター運営・カー用品店運営

おじゃまします!

トップインタビュー vol.155

株式会社カマハラ鋳鋼所

代表取締役 **釜原 邦光 氏**

今回は、「素形材産業の「ものづくり」で産業基盤の構築に貢献し、もって社員全員が幸せになることを旨とする」という会社理念を掲げ素形材産業の一翼を担うべく、生産活動を行っております、株式会社カマハラ鋳鋼所 釜原社長にお話を伺いました

一御社をご紹介ください。

弊社は昭和30年5月に建設機械用鋳鉄品の素形材メーカー有限会社釜原鋳鋼所として創業し、平成30年5月に釜原鋳鋼所の鋳鋼品等の製造・販売部門を継承し設立した会社です。創業以来、球状黒鉛鋳鉄の製造、鋳鉄品から鋳鋼品への転換、船用業界への参入、大型製品需要への生産対応等、お客様のニーズの変化や高度化に順次お応えできるよう“ものづくり”の技術を磨き経験を蓄積して参りました。現在では月産能力400t、製品単重上限50t、30tを超える大型鋳鋼品が製造できる四国唯一の鋳鋼品メーカーとして“顧客満足”を第一に考え、お客様のいかなるニーズにもお応えできるよう、さらなる技術と品質のレベルアップに取り組んでいます。



船舶用鋳鋼品：リアクションフィン

一経営に対するお考え、人材育成についてお聞かせください。

『ひとり一人の努力を結集して明日のカマハラを築く』この言葉は創業以来、大切に引き継がれてきました。

事業環境が目まぐるしく変化する中で社会全体のグローバル化も視野に入れ、素形材産業の一翼を担うべく、常にチャレンジ精神で“ものづくり”に取り組み、事業活動を通じて人々の豊かな暮らしに寄与していきたいと考えています。

社員には、ひとつの技術を極めることも大切ですが様々な技術を習得した多能工としての活躍を推奨しています。そのため、本人の希望に沿って資格取得・技術習得の支援を行っています。

また、これまでは技術の育成が主でしたが、これからは社長からのトップダウン形式の経営ではなく、社員と一緒に会社を運営していく必要があると考えてまして会社経営にかかわる幹部社員の育成に力を入れています。やはり、弊社を支えてくれたのは「社員の力」ですから社員と一緒に成長したいと考えています。

一これからの抱負についてお聞かせください。

弊社の鋳鋼品は、船舶をはじめ機械、土木、建築等、幅広い分野に向けて提供させていただいて

ますが、国外企業（特に中国）の参入もあり価格面において厳しい状況に晒されています。そこで弊社では、船舶や機械の一部品の製造に留まらず、付加価値の高い高品質の製品の提供や難易度の高い材質を使用した鋳鋼品の製造に挑戦していきたいと考えています。



作業風景：造型

—御社の社員への思いについてお聞かせください。

弊社は、社員の努力と情熱により新しい技術を見出すことで成長してきた企業です。社員には、この会社そして技術に誇りを持ち続けてもらい、“社員全員が助け合い、知恵を出し合い、経験を継承し、やりがいのある会社”として、自分の子供に「おとうさんの会社で働いてみたい」と言ってもらえる会社でありたいと思っています。

—ご趣味についてお聞かせください。

強いて言えば、社員から勧められ始めたジョギングでしょうか。最初は2～3km走るのが精一杯でしたが、続けてきたことで龍馬マラソンを完走することができました。

また、子供の習い事へ付き添いのため、音楽教室を訪問した際に「お父様も何か始めませんか？」と誘われたことがきっかけで、サククスに挑戦して5年ほど経っています。



設備：電気炉

—本日はお忙しいところを有り難うございました。

■代表取締役 釜原 邦光(かまはら くにみつ)

昭和 49 年 5 月 生まれ
 平成 9 年 3 月 名古屋商科大学卒業
 平成 9 年 4 月 有限会社釜原鋳鋼所入社
 平成 30 年 5 月 株式会社カマハラ鋳鋼所
 代表取締役就任

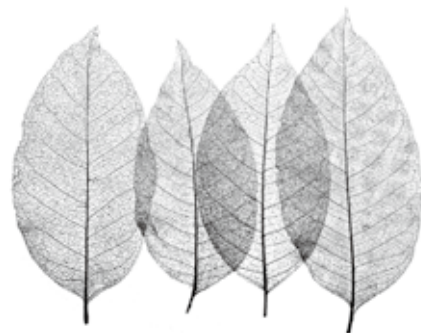
■株式会社カマハラ鋳鋼所

●所 在 / 〒 781-0805
 高知県高知市東雲町 3 番 3 号
 TEL: 088-882-9281
 FAX: 088-882-9287

●工 場 / 南国工場
 〒 783-0062
 高知県南国市久礼田 222-1
 TEL: 088-821-9001
 FAX: 088-821-9006

●事業紹介 / 船舶用鋳鋼品、産業機械、鋳鋼の製造販売
 ●役職員数 / 86 名
 ●資本金 / 1,000 万円
 ●創 業 / 昭和 30 年 5 月
 ●設 立 / 平成 30 年 5 月

「土佐の山間に行ってみた」



四国電力株式会社 高知支店

執行役員高知支店長 三谷 康久 氏

高知市から車で1時間半程度の山間にその場所があった。国道から少し離れた山腹に幅6m、高さ6mはあろうかというトンネルの入り口がある。トンネルの入り口はシャッターで閉じられていたが、それがゆっくりと開くと、ほの明るい照明の下にほぼ真っ直ぐにトンネルのはびていた。緩やかに下っているトンネルを、入り口から奥に吸い込まれている微かな風を背に受けながら歩くこと約15分。山の地中深くトンネルの突き当りにあるシャッターが開くと、窓のない高い天井の建物に入った。右側は何かの部屋になっているようだ。その部屋には入らずに少し奥に入っていくと視界が開け、幅22m、高さ22m、奥行き70mの空間があった。

見上げると物凄く大きなクレーンがある。クレーンは3つあって、250t、50t、10tの物を吊り上げられるようだ。広い床の右手には何かの機器群が2対あるが、それぞれの機器群はあまり高さがなく、この空間はがらんとした印象を受ける。このクレーンでいったい何を吊り上げるのだろうか。機器群の中では直径3メートルの赤色に塗装された円筒形のものが目立つ。そのあたりから唸りが聞こえる。左手には下に降りる階段が見える。降りていくと唸りが大きくなる。唸りの元と思しき部屋の扉を開けると耳をつんざくような音量になる。会話はかき消されて聞こえない。その部屋にはみっしりと円筒形の機械群があるのだが、周りを放熱板で囲まれており、中をよく見ることはできない。放熱板の外側に沿ってグレーチングの通路があり、足元のその隙間から機械群が更に地下深くに伸びている様子が見える。

その部屋を出て更に下の階に降りてみると、直径2メートルはあろうか、巨大な管が壁から反対側の壁に突き刺さっている。円筒形の管の一部がくびれて球形になっている部分があり、そこに横から軸のようなものが突き刺さっている。管の下

には更に空間がある。管の刺さっている壁の部屋に入るとそこは円筒形の部屋で、その中央に銀色に鈍く光る直径1メートルほどの巨大な軸が回転している。

爆音。1分間に400回転、時計回りの回転が数時間続けば、暫く間をおいて今度は反時計回りに数時間回転する。軸の下部には鋼鉄製の大きなリングがあり、その周りは鋼鉄製の勾玉のような形をしたものが16個配置されている。この軸は、一番上の階にあった赤い円筒形の部分とこの部屋の更に下の何かとつないでいるようだ。

これらの設備が入っているこの地下空間には、高知県庁の本庁舎が入るほどの容積がある。これだけの規模の施設でありながら、山奥でしかも全て地下にあるので知る人は少ない。それでいて、ここは所有・運営している企業のみならず地域社会にとっても重要な施設。ここまで辛抱強く読み進めていただいてありがとうございます。

興味を持たれた方、ここに行ってみませんか？このあたりにはこれだけでなく、直線距離で3km（道路は約13km、細い山道なので車で40分ぐらいかかりますが、大自然が満喫できますよ）のところに石積みの巨大構築物（幅352m、高さ88m）もあります。ここには湖があり、この湖には出口が見当たらないのに、1日眺めていると、かなりの確率で水面が10mぐらい下がったり上がったりするのを見ることができます（実際にそうされる方はいないようですが……）。

ここはいったいどこなが？ 次のURLまたは、QRコードからアクセスしてご覧ください。

https://www.yonden.co.jp/cnt_virtual-tour/index.html



青年経営者部会 9月例会

9月14日(月)、ホテル日航高知旭ロイヤルにて9月例会を開催した。出席者24名。今回は野村證券(株)金融公共公益法人部 主任研究員 和田理都子氏に『人口2/3 激減時代の到来と「新」成長戦略』～都市を測る、都市を活かす(高知県)～と題してご講演いただいた。



和田理都子氏

100年後には日本の人口は1/3になる。マーケットはどこまで減り、ビジネス環境がどのように変化していくのか。結論的には5056万人という信じられない人数は相当な確率で実現する。増減の要因となるのは4つ。1つは出生、2つは死亡、3・4つは国内外の流入出。日本の動静は出生・死亡によって決まっている。第3次ベビーブームになる予定だった1990年から10年が、日本に残された最後のチャンスだった。未来を変えるためにも出生率・出生数を回復させることは重要だが、2050～2060年代の予想は出生数は50万人。死亡は150万人。マイナス100万人の未知の大死亡時代がくる。経験したことのない大きな痛み(大相続時代・大空家時代・大廃業時代)がくると考えられている。高知県を隈なく見ると、もう具体的な感覚は持たれているのではないか。

これからの経営について、人口数、年齢別割合の特徴を知る必要がある。40年前、1980年に一番多かったのは、30・40代その次が次世代で経済成長に最適な年代であった。2010年からの30年間で見ると、一番多くなるのは70歳前後、若年層が一番年高の多い世代の半分で働き手がどんどん少なくなる。社会保障の礎が完成した頃は高齢者1人に対して支える人数は7～8人だったのが、2010年には3人、2040年には1人。

首都圏の人口は増え、一極集中が激化する。高知は、四国4県の中でも先んじて減っていく。大幅に減っていく県の特徴は、経済圏からの距離と物流網からの距離が離れていること。金融面でも大きな問題を引き起こす。1,800兆円を越す個人金融資産があるとされているが相続人が県内に住んでいない場合資産が県外に流出する。すぐ使うのでなければ、ふるさと企業応援ファンドなどに2～3割を投資する等仕掛けが必要になってくる。大胆なチャレンジで、成長戦略を思い描いていくことが求められる。各自治体が、その土地で仕事をする利点や成長の青写真を示さないといけない。

大空家時代について、空家の種類は4つで、売却用の空家・賃貸用。二次的住宅の別荘。家の無人化で、相続はしたけれども住む人がいない空家。日本全体で空家率は13.6%、7軒に1軒。高知県は、住宅数が約40万戸、そのうち空家は7.5万戸で空家率は19.1%で全国平均をかなり上回っている。これは地価に大きな影響を与える。地価を低下させると同時に今まで住んでいた人も出て行きやすくなり

ちで、マイナスのスパイラルをもたらしかねない。固定資産税も市に入らなくなる。ビジネスにしても土地活用にしても一番難しい時である。人手不足であったのがコロナで状況は一変し、多過ぎることになった。今後もコロナは無くならないといわれており地球温暖化で第2、第3の感染症の可能性もある。このような状況の中で企業はどういった方向に進んでいけばいいのか、一言でいうならば、少人化に向けた投資。人口減少が進んでいく中での人手不足というのはバブルの頃と違ってこれから先解消するとは考えられない。それには人手不足を「人手でないもの」で補う方向に舵を切ることが見えてくるのではないか。

企業が減り続ける大廃業時代。高知県は、1991年と2016年時点の減少幅で見ると、京都の▲29%について第2位▲27%の減少幅(48,238社→35,366社)となっている。

また、よく言われるのが上がり続けている社長の平均年齢。近年、労働生産性が上がらない原因は、若い代表者はIoT、AI、3Dプリンター、クラウドなどを導入し、生産性も目に見えて上がっているが、高齢者ほど低く、諸外国に追いついていない。年商1億円未満の企業も低い。後継者もいない、自分の代で終わりにしようと思っている企業が多いことも問題。2014～2016年で見ると、殆どの業種で事業所数は減っているが、医療・福祉(高齢化ビジネス)は全国で増えている。

高知市の経済基盤力は、全国平均に比べて労働参加率が低い。婚姻の多さに対して出生が低いのがもったいない。今後高知県は働き手が2045年には4割減、約13万人が減ってしまう予則がされている。今の県内総生産2.4兆円を維持するにはこの13万人をどうやって補っていくのかを考えることが大事である。女性や高齢者をどれだけ労働力に取り込むことができるか、どうやって労働参加率を上げるか、外国人労働者・5G・IoT・AIを活用する方向に持っていけるか。

今、withコロナという新しい時代に、労働・生産の現場も大きく変わった。コロナは人口が減った未来の日本の姿を垣間見せてくれた。どうしても変われなかった生活が在宅勤務やオンライン授業など21世紀の成長戦略として考えられる新しい未来の可能性が感じられた。このきっかけを育てて、地方でも仕事ができる、東京でなくてもいいという変化の兆しは示されたと考えている。

青年経営者部会10月例会 企業視察

= 株式会社高知丸高 =

10月20日(火)に、10月例会(企業視察)を開催した。参加者は25名。今回は、基礎工事のパイオニアとして数々の難工事に挑戦されている、前部会長である高野一郎社長の(株)高知丸高 ICT機防災機材センター(南国市岡豊町)を見学させていただいた。



高野一郎社長

最初に、高野社長、技術開発部の小西課長より説明を受けた。

(株)高知丸高は、1967年設立トンネルや橋の基礎工事の会社である。京都大学などの大学教授と共同研究・開発した様々な特許を取得している。

海外へのインフラ輸出に取り組んでおり、ミャンマー、ウガンダ、パキスタン、フィリピンでODAやJICAの案件も手がけている。社員には、台湾やミャンマーなど海外の社員も在籍し、海外からの実習生を受け入れており、他社と共同でミャンマーに学校を建設し、現地で実習生の育成も行っている。

防災工事では、技研製作所の振動がなく静かなサイレントパイラーと真逆の固い地盤にうるさくても早く杭を打つという工法で工事を行っている。東日本震災の復旧工事では、大船渡で、日立造船の日本初の工法である津波が来ると自然に起き上がって防波堤になるというフラッグゲート工法の工事を行っている。

橋梁工事では、特許を取得している鋼管栈橋 SqC ピア工法(セクシーピア工法)で、東北自動車道の日本一の橋脚工事や、東洋一のアーチ橋と言われる広島空港大橋、リニア新幹線や原子力発電所の工事など数多くの工事を手掛けてきた。県内では、はりまや橋地下駐車場や平成30年7月の豪雨で被災した高知道の立川橋復旧工事、四万十川の岩間沈下橋の復旧など多くの実績がある。また、愛媛県の鹿野川ダム湖や久万川大橋のピアの周辺に堆積した土砂の浚渫工事も行っている。

防災関連では、平成24年に防災関連産業交流会



が設立(218社、147の防災関連製品が登録)されており、高知丸高からはSqCピア工法、ご存じの津波避難シェルター、浚渫工事に活躍する水陸両用車など5品目が登録されている。東日本震災ではこの水陸両用車が採用され、国土交通大臣から感謝状をいただいている。国内には水陸両用車を扱う企業は2社あるが、水の上で浮揚してスクリューで自走する技術は他社にはない。新社屋は津波避難ビルの指定を受けており、去年は地域の方80名が参加し避難訓練を行った。今年はコロナの影響で中止したが、高知丸高の社屋に避難したら助かるということを知ってもらうために毎年9月に行うこととしている。また、津波避難シェルターを、南海中学、南国市避難施設、水族館に提供、またバザーを行ってその収益で簡易トイレを購入し寄贈をしている。

説明を受けた後、防災機材センターを見学した。

機材センターには大小の水陸両用車や水中ブルドーザ、長尺橋梁(1日で完成する仮設の橋)など、独自に開発した様々な機材が所狭しと並んでおり圧巻であった。



(新入部会員紹介)



(株)四国ポンプセンター
代表取締役 西村修一氏



9月例会／高知県生涯現役促進地域連携協議会主催セミナーに参加

当協議会は9月11日に高知会館で開催された高知県生涯現役促進地域連携協議会主催のセミナーに参加し、「パワハラ防止法」と「70歳雇用確保」について、森本社会保険労務士事務所&ヒューマンマネジメント研究所 社会保険労務士森本和彦氏による解説を聴講した。

参加者は23名。

「パワハラ防止法」については、①優越的な関係を背景とした言動②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動③就業環境を害することの3つの要素に分析し、①～③の要素全てを満たすものを職場におけるパワハラと定められたと解説があり、実務対応として、事業主はハラスメントの内容や行為者には厳正に対処する旨の方針と対処内容を明確化し周知・啓発、相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談窓口の設置及び相談担当者の研修）、その他の雇用管理上必要な措置（ハラスメントの事後の迅速かつ適切な対応）を講じることが義務化された事及びパワハラについて相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止を中心に解説があった。

「70歳雇用確保」については、最初に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」の目的と制定された経緯について説明があり、その後で2020年の通常国会で成立した高齢者雇用安定法改正で新設された65歳～70歳の雇用確保への努力義務について解説があった。

10月例会/台風14号接近に伴い延期

当協議会は10月9日の働き方改革推進セミナーに参加予定であったが、当日台風14号接近の影響で講師の平越弁護士が来高できずセミナーは延期となった。

同セミナーの再度開催に向け平越弁護士と日程調整を行っており、来年2月に同テーマ「テレワーク導入における労務管理面での留意点について」を開催できるよう調整中である。

第30回労管会員等親睦ゴルフコンペを開催

当協議会では標記ゴルフコンペを10月10日、パシフィックゴルフクラブで開催した。

前日の台風の影響で強い風が吹くコンディションの中、優勝は加藤 稔氏（株式会社ソフテック代表取締役社長）、ベストは93で横山昌夫氏（陽和産業株式会社・顧問）。

参加者は10名。



トラックドライバーのミニ就職面接・相談会 開催

10月23日(金) ハローワーク高知東側駐車場の別館1階、2階の会議室において、トラックドライバーのミニ就職面接・相談会を、共催の高知県トラック協会の協力も得て、昨年に引き続き実施した。参加した運輸企業は昨年から3社増え、県内に事業所を構える8社となった。また当日は駐車場内に2台のトラックの実車を展示し試乗も実施、車両感覚とともに安全支援装備や快適性の実感を得てもらうなど、運転への不安払拭や就職意欲向上に役立てた。面接会は、開始早々に待ち時間が発生するなど、求職者30名の参加があり、面接と試乗を熱心に行う求職者も多くいて充実した面接会となった。



Information

労務相談をご利用下さい。

高知経協では会員サービスとして労務相談を無料でお受けしております。

必要な場合は弁護士、社労士など専門家のご紹介も致します。

ご相談はお電話、Eメールでも受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

「高知経協」では就業規則の新規作成および改正について無料でお手伝いさせていただきます。ぜひご相談下さい！

●お問い合わせは、次の担当者までご連絡ください。

担当者 / 専務理事 長瀧正隆・事務局長 沖田良二

連絡先 / 高知県経営者協会 〒780-0870 高知市本町4-1-16 電話 088-872-5181

FAX 088-823-6444 Eメール keikyou@mb.pikara.ne.jp

高知県「生涯現役促進地域連携事業」

2018年7月2日～2021年3月31日

■高知県経営者協会では高知県生涯現役促進地域連携推進協議会（高知県商工労働部・社会福祉法人高知県社会福祉協議会・高知県経営者協会・高知県商工会議所連合会・高知県商工会連合会・日本労働組合総連合会・株式会社四国銀行・株式会社高知銀行・公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会）の事務局として「生涯現役促進地域連携事業」を実施しています。■今後は事業推進員が企業各位に訪問させていただきますので、何卒ご協力いただきたくお願い申し上げます。

生涯現役社会実現に向けた地域ワークショップを開催



当協議会は標記セミナーを10月22日、ポリテクセンター高知において開催した。出席者は35名。

テーマは『70歳まで働く時代の戦略』で、当協議会および独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部ほか関係団体等が共催したもの。

ワークショップでは初めに「助成金活用のポイント」「高齢者・障害者雇用に関する助成金制度」「高齢従業員の働き方改革」などの説明があり、その後、当協議会が担当した『70歳継続雇用時代の職場づくり』と題するパネルトークを行った。

パネルトークでは、パネラーとして企業の立場から宇治電化学工業(株)執行役員の川村進一氏に、就業の立場から黒潮観光開発(株)でコース管理をされている武市隆志氏に、そして法制的立場から高知労働局職業安定部職業対策課高齢者対策担当官の森英司氏を、またコーディネーター役には国立大学法人高知大学人文社会科学部長の中川香代氏を迎え、パネラー各氏のそれぞれの立場による率直な意見交換がなされた。

参加者からは高齢者雇用の実態にともなった意見が聞かれ、有意義なパネルトークであったとのことであった。

おしごとカフェ in 四万十



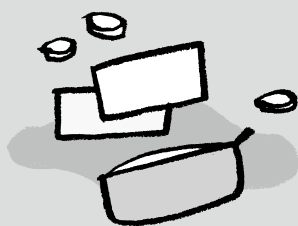
当協議会は標記企業合同説明会をカフェ形式で、10月27日、物産館サンリバー四万十において開催した。求職者は17名、企業等の参加は5事業所。

今回は大会場で開催する規模の大きい説明会ではなく、企業数を少なくし、ざっくばらんな和やかな雰囲気をもった説明会であり、参加者および企業とも満足度は100%の結果であった。特に求職者からは、企業側からの詳細な説明を受けられる機会はめったに無いので、非常に参考になったとの事であった。

長期間継続していた定期給与の慣行が 法的拘束力を有すると判断とされた例

学校法人 明泉学園事件
東京地裁(令和元年12月12日判決)

judicial



事案

被告の運営するZ1高校の教員は、担当業務が特定の授業に限られるか否かにより、専任教員と非常勤講師に区分されており、専任教員のうち期間の定めのない教員は専任教諭、期間の定めのある教員は専任講師（後に常勤講師）と呼称されていた。

本件は、被告との間で定めのある専任教員（以下「常勤講師」として労働契約を締結し勤務していた原告が、労働契約の期間の定めは無効であり、期間の定めのない教員である専任教諭の地位にあった旨を主張し、概要以下の請求を行った事案である。

- ① 平成28年9月から平成30年3月まで専任教諭の地位にあったことの確認
- ② 原告と専任教諭との賃金格差が労働契約法20条等に反し無効、または常勤講師について基本給が定期昇給する労使慣行が存在するとして、差額賃金の請求
- ③ 原告と専任教諭との間に賃金格差を設けたことが不法行為であるとして、不法行為による損害賠償請求
- ④ 原告を専任教諭として扱わなかったことが原告の人格権を侵害したとして、不法行為による損害賠償請求

判示事項

過去の地位の確認を求めているものであることに加え、賃金格差の支払いを求める給付の訴えを提起していることに照らせば、地位確保請求に係る訴えは、確認の利益を欠き、不適法として却下

すべきである。

原告は、本件労働契約の終了通知を受ける前の平成29年度までの間、専任教諭ではなく常勤講師であったものであるから専任教諭の地位を有

していたということとはできない。また、常勤講師を採用数年後に専任教諭とすることが、法的拘束力を有する労使慣行となっていたと認めることはできない。

労契法20条に補充的効力は認められない。よって、賃金格差が違法、無効であることに基づく賃金請求は理由がない。

Z1高校においては、勤務形態の変更、就業規則所定の昇給停止年齢への到達、病気等による長期欠勤その他の特別の事情がない限り、常勤講師を含む全教員を、翌年度も契約が更新され又は継続する限り、毎年度少なくとも1号俸ずつ定期昇給させることが事実として慣行となっており、同慣行は、遅くとも同年度の時点で、法的拘束力を有する労使慣行となっていたものというべきである。従って、原告の賃金請求のうち基本給に係る請求は、認容額の金員の支払を求める限度で理由がある。

原告を含む常勤講師と専任教諭との間の調整手当の相違は、不合理であると評価することはできないから、労契法20条にいう不合理と認められるものには当たらない。

人格権侵害による不法行為に基づく請求は全部理由がない。

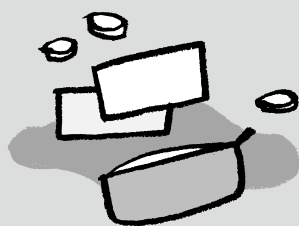


【経団連労働判例速報第2417号より】

休憩時間が勤怠システムの記録より少ないと認められ、 時間外70時間・深夜30時間相当の固定残業代が有効とされた例

レイズインターナショナル事件
東京地裁(令和元年12月12日判決)

judicial



事案

原告が、被告に対し、被告の認識よりも多くの時間外労働等をし、かついわゆる固定残業代（70時間相当の時間外勤務手当と30時間相当の深夜勤務手当分）の支払が無効であるなどと主張して、時間外労働等に対する未払い割増賃金871万2299円及びこれに対する遅延損害金、並びに労基法114条に基づく付加金の支払等を求めて提訴した事案。

判示事項

原告が休憩を取得していたのは来客が少ない時間帯であるところ、日によって勤務する従業員数が異なり、時期や曜日によって繁忙度が異なり、休憩時間を十分に確保することができなかった日もあると考えられること、本件システムは原則として休憩時間が自動的に記録される仕組みになっており、本件システムの休憩時間は実態を反映したものではなく、また被告において所定の休憩時間を確保するよう指導等がされた形跡がみられないことを考慮すると、争いがある休憩時間について、原告が1勤務当たりを取得した休憩時間の平均は、午後10時より前の時間帯が15分、午後10時以降も勤務した場合には午後10時以降の時間帯が15分と認めるのが相当である。

被告給与規定における賃金の種類、本件固定割増手当規定の規定振り及び時間外勤務手当の算定

方法に照らすと、被告の賃金体系上、固定割増手当は時間外労働及び深夜労働に対する

対価であることが明らかにされているというべきである。そして、実際に支払われた固定割増手当の額は70時間の時間外労働と30時間の深夜労働に対する割増賃金の額と概ね一致する。原告の実際の時間外労働時間数及び深夜労働時間数は、時期によっては本件固定割増手当規定に係る時間外労働及び深夜労働の時間数と比較的大きな差があるものの、被告は割増賃金の額が固定割増手当の額を上回る場合にはその差額を支払っていたことを考慮すると、本件労働契約上、固定割増手当は時間外労働及び深夜労働に対する対価であるとされているとみるべきである。固定割増手当に係る時間外労働時間数が三六協定に関する基準に定める時間外労働時間数を上回るというだけでは、直ちに労基法又は公序良俗に反するということはできない。また、本件システムの労働時間の記録が意図的に改ざんされていたことによって、本件固定割増手当規定が公序良俗に反するということはできない。以上によれば、固定割増手当の支払は割増賃金の弁済として有効である。

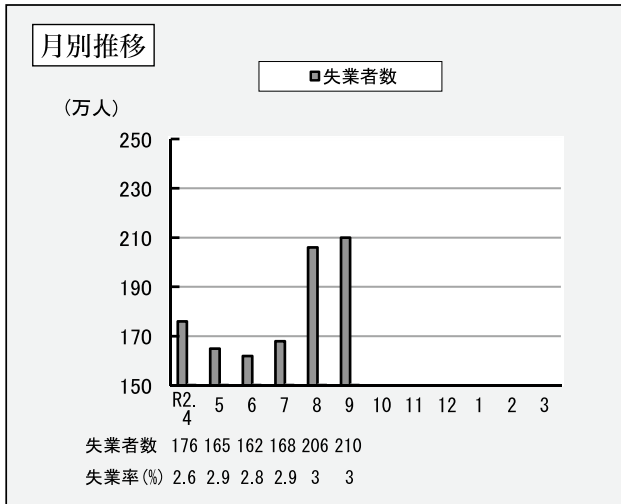


【経団連労働判例速報第2421号より】

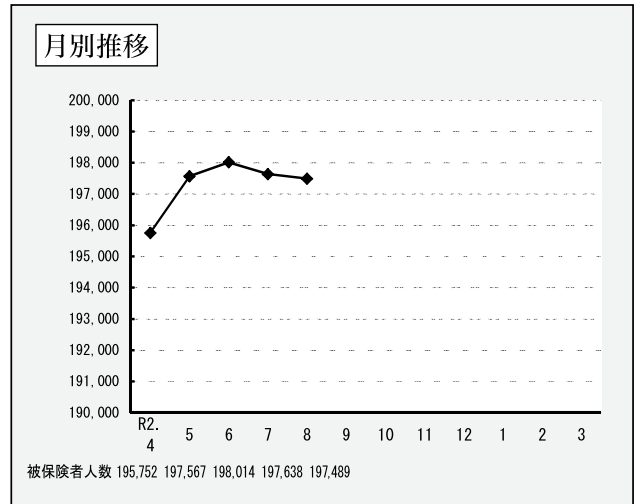
労働主要指標

index

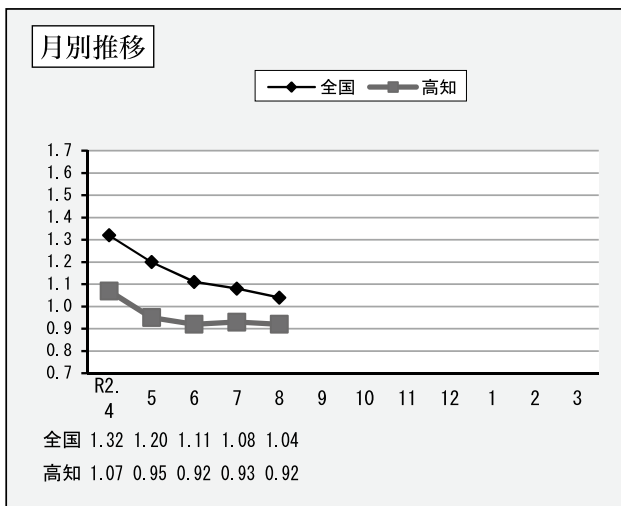
■完全失業者(実数)および完全失業率(季節調整値)



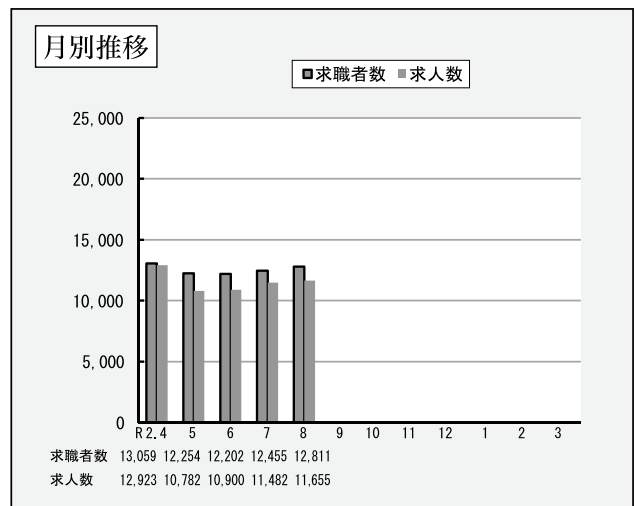
■雇用保険被保険者数(高知県内)



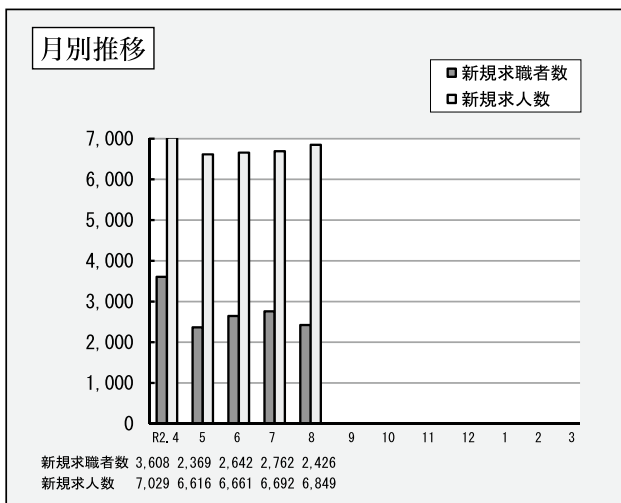
■有効求人倍率(季節調整値)



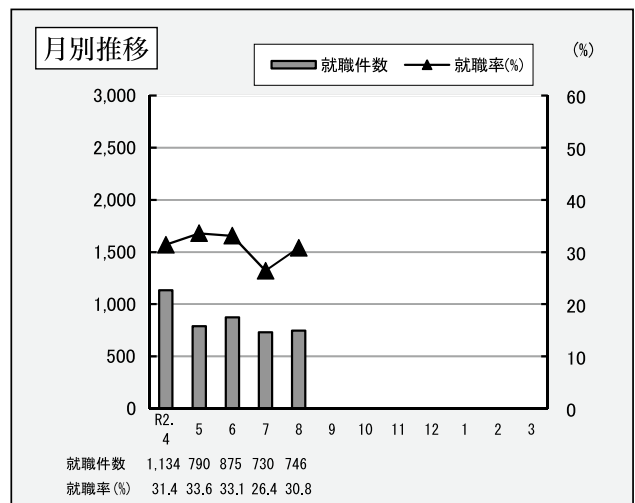
■月間有効求職者数および求人数(高知県内)



■新規求職者数および新規求人数(高知県内)



■就職件数および就職率(高知県内)



資料：高知労働局職業安定部「雇用失業関係資料」
有効求人倍率の季節調整法はセンサス局法Ⅱによる。

*就職率は対新規求職者



◆ 会議・セミナー等 ◆

■ 9月

18日 政策委員会

■ 10月

7日 政策委員会

● 青年経営者部会 ●

■ 9月

14日

■ 10月

20日 10月例会（企業視察 株高知丸高）

● 労務管理者協議会 ●

■ 10月

9日 10月例会（働き方改革セミナー）

10日 会員親睦ゴルフコンペ

● 一体的実施事業 ●

■ 9月

17日 担い手担当者会

■ 10月

23日 運輸就職面接会

29日 担い手担当者会

● 働き方改革推進支援センター事業 ●

■ 10月

9日 企業向けセミナー

● 生涯現役社会促進事業 ●

■ 9月

11日 「パワハラ防止法と70歳雇用確保」解説セミナー

■ 10月

22日 生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップ

27日 おしごとカフェ in 四万十市

◆ 会議等出席 ◆

■ 9月

2日 高知県健康づくり推進協議会専門部会

3日 公労使委員会合同研修（オンライン）

高知市男女共同参画推進委員会

労働委員会

4日 使用者委員基礎研修（オンライン）

15日 刑務所出所者等就労支援推進協議会

経団連幹事会（オンライン）

16日 地方・業種団体情報連絡会（オンライン）

17日 内外情勢調査会

労働委員会

23日 副業・兼業の促進に関するガイドライン解説セミナー（オンライン）

24日 第11回最低賃金審議会（本審）

25日 子どもサポート賞選考委員会

高知県共同募金会配分委員会

■ 10月

1日 共同募金開始式

1日 労働委員会

2日 最低賃金審議会第1回特別小委員会（電子・デバイス）

8日 第12回最低賃金審議会（本審）

13日 高知市男女共同参画推進委員会

経団連幹事会（オンライン）

15日 労働委員会

16日 高知子育て女性の就職支援協議会

19日 過重労働解消キャンペーン取組み要請（労働局）

21日 暴力追放高知県民センター理事会

同一労働同一賃金最高裁判決解説（オンライン）

経団連四国ブロック会議

27日 高知県地域訓練協議会

高知県ジョブカード運営本部委員会

28日 こうち男女共同参画社会づくり財団理事会

治療と仕事の両立シンポジウム（オンライン）

30日 高知県少子化対策推進県民会議ワークライフ

バランス推進部会



◆ 派遣研修

■ 9月

4日 株ミロク製作所様 パワハラ防止研修

講師 / 池澤 まゆみ 参加者 36名

2～24日 入交グループ本社様 3年目研修

4回 講師 / 池澤 まゆみ 参加者 7名

10日 入交グループ本社様 5年目研修

講師 / 山崎 真理 参加者 12名

11日 高知県建設業協会様 新人研修

講師 / 坂本 力 参加者 38名

■ 10月

7日 入交グループ本社様 新入社員フォローアップ研修

講師 / 山崎 真理 参加者 8名

8日 入交グループ本社様 5年目研修

講師 / 山崎 真理 参加者 11名

24日 株高知広告センター様 パワハラ防止研修

講師 / 池澤 まゆみ 参加者 18名

◆ 一般セミナー

■ 9月

17～18日 職長教育研修

講師 / 前田 郁男 参加者 9名

■ 10月

1日 異業種交流で新しい自分を発見研修

講師 / 池澤 まゆみ 参加者 9名

12～13日 職長教育研修

講師 / 谷脇 敦美 参加者 21名

14日 コミュニケーション活性化研修

講師 / 山崎 真理 参加者 11名

産訓セミナーのご案内

2020年 2021年
12月 ▶ 1月 開催分

人前での話し方研修

- 日 時 2020年12月1日(火) 9:30~17:00
- 場 所 高知県立地域職業訓練センター
- 講 師 オフィス山崎 代表 山崎 真理
- 定 員 20名
- 参加費 産訓会員13,000円 経協会員15,000円 会員外20,000円

職長教育研修 安全衛生法に基づく認定講習 (2日間コース)

- 日 時 2021年1月13日(水)~14日(木) 9:00~17:00
- 場 所 高知県立地域職業訓練センター
- 講 師 高知県産業訓練協会 専任講師 谷脇 敦美
- 定 員 20名
- 参加費 産訓会員15,000円 経協会員16,000円 会員外21,000円

営業力強化研修 (2日間コース)

- 日 時 2021年2月4日(木)・25(木) 9:30~17:00
- 場 所 高知県立地域職業訓練センター
- 講 師 (株)ラダー経営ネットワーク 代表取締役 坂本 力
- 定 員 20名
- 参加費 産訓会員23,000円 経協会員25,000円 会員外33,000円

フォローアップ研修 若手社員のビジネスマナー知識・心得を再チェック

- 日 時 2021年2月10日(水) 9:30~17:00
- 場 所 高知県立地域職業訓練センター
- 講 師 高知県産業訓練協会 専属講師 谷脇 敦美
- 定 員 20名
- 参加費 産訓会員8,000円 経協会員10,000円 会員外15,000円

【新規】R3年度 新入社員合同研修会 産訓単独開催 (高知経協協賛)

- 日 時 2021年3月26日(金) 9:00~17:00
- 場 所 高知会館
- 講 師 オフィス山崎 山崎 真理 ほか
- 定 員 先着130名 (原則として、産訓・経協会員優先とします)
- 参加費 産訓会員6,000円 経協会員8,000円 会員外13,000円

問い合わせ先 高知県産業訓練協会 TEL088-824-8984 (担当: 山岡)

出向・移籍で築く 人と企業の安心ネット



公益財団法人産業雇用安定センターは、昭和62年3月、政府の30万人雇用開発プログラムの一環として、労働省(当時)と経済・産業団体の協力により出向・移籍の専門機関として発足しました。当センターは経済・産業団体、厚生労働省との密接な連携の下に「失業なき労働移動」の課題に取り組み、その実現をめざし、全国的なネットワークで出向・移籍のあっせん等に努めています。



出向・移籍支援事業 (人材の送出・受入)

全国47都道府県に地方事務所を設置し、全国ネットを通じて出向・移籍(転籍)についての相談、人材情報の収集及び提供を行っています。

セミナー事業(有料)

再就職を考えている方を対象とする再就職支援セミナー、企業の人事担当者等を対象とする人事労務管理セミナーを開催しています。

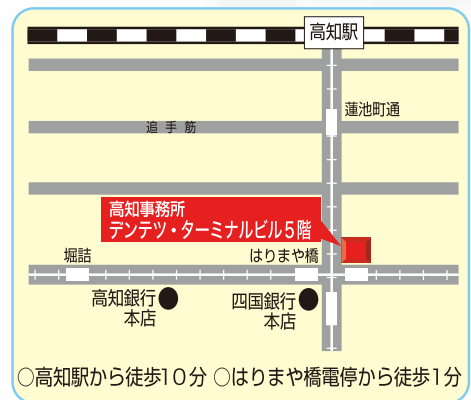
お問い合わせ先

公益財団法人 **産業雇用安定センター**
高知事務所

〒780-0822 高知市はりまや町1丁目5-1 テンテツ・ターミナルビル5階

TEL 088-861-3011 FAX 088-861-3013

ご利用時間 9:00~17:15(土・日・祝日は除く)



右記ホームページで
求人情報を提供しています。

URL <http://www.sangyokoyo.or.jp/>